

企業の将来価値を創造するリスク管理に特化。
それが元・企業内弁護士としてのこだわり

プロアクト法律事務所



竹内朗弁護士(48期/写真右)、大野徹也弁護士(54期)

平時におけるコンプライアンス・ガバナンス体制の構築・運用から、有事の際のクライシスマネジメントにいたるまで、企業のリスクマネジメント分野を専門とするプロアクト法律事務所。それらを強みとし、同分野に特化して、企業と顧問契約を結ぶことが多い。専門特化の理由は、竹内朗弁護士、大野徹也弁護士が企業内弁護士を経験していることにある。竹内弁護士は日興コーポリアル証券(現SMB C日興証券)の法務部員として、大野弁護士はアフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)の法律顧問として働いていた。

「企業内弁護士をしていた頃に強く感じていたのは、弁護士の専門性が可視化されていない」ということでした。ですから私も、企業のリスクマネジメント専門のブティック型法律事務所であることを明確に打ち出し、裏付けとなる客観的データをウェブサイトに表示し、企業の方々にとって、見えやすく起用しやすい弁護士であること、を心掛けています。専門分野の可視化は専門外の分野も明らかにしてしまうので、勇気が必要

です。しかし、選択と集中、を推し進め、専門性をさらに磨いていく途を選びました」と、竹内弁護士。そして、両弁護士とも企業内弁護士時代、経営上の意思決定の過程において、法律の専門家として意見を求められる機会に数多く接してきた。大野弁護士は言う。

「企業内では、経営判断のシビアさというものを目の当たりにしました。そこで強く意識したのは、経営陣の皆さんが経営判断の原則に沿った検討プロセスを踏むその過程において、適切な判断材料を弁護士という立場から提供するという姿勢です。しかもそれは迅速でなければなりません。このようなリーガルリスクマネジメントの経験値こそが、私どもの強みであると感じています」

前述分野のほか、会社法はもちろん、金融商品取引法、保険業法・保険法、反社会的勢力排

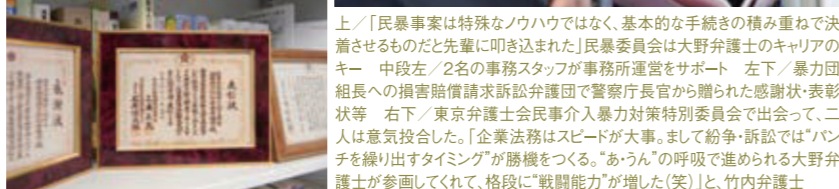
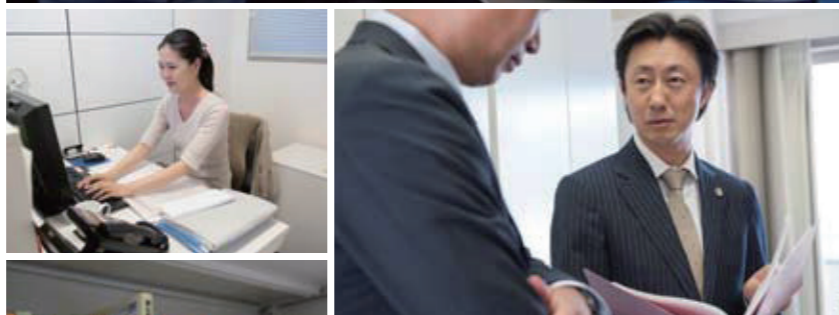


証券会社法務部を経た竹内弁護士と、保険会社の法律顧問出身の大野弁護士

除など、両弁護士の経歴を生かした特定分野を取り扱う。このように守備範囲を限定しているため、案件は、ほかの弁護士からの紹介が相当数ある。同業者からの紹介は、専門性が評価されていることのバロメーターだと両氏は言う。

「不祥事対応としての第三者委員会もわかりですが、企業と密着する顧問業務とは別に、独立した第三者の立場から、経営のプロセス全体を俯瞰して意見や助言を述べることも多いですね。その意味では、社外役員の仕事と同じです。『独立性を維持しながら、なおかつ会社の期待する着地点に向かって案件をハンドリングしていくことができる、そのバランス感覚があるから君たちに頼める』と、紹介者の弁護士に言われたときはとてもうれしかったですね」と、竹内弁護士。

最後に、竹内弁護士と大野



上/「民事暴行は特殊なノウハウではなく、基本的な手続きの積み重ねで決着させるものだ」と先輩に叩き込まれた」民事委員会は、大野弁護士のキャリアのキー。中段左/2名の事務スタッフが事務所運営をサポート。左下/暴力団組長への損害賠償請求訴訟弁護団で警察庁長官から贈られた感謝状・表彰状等。右下/東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会と出会う、二人は意気投合した。「企業法務はスピードが大事。まして紛争・訴訟では“パンチを繰り出すタイミング”が勝機をつくる。“あーん”の呼吸で進められる大野弁護士が参画してくれて、格段に“戦闘能力”が増した(笑)」と、竹内弁護士

護士が、企業のリスクマネジメント分野に特にこだわる理由を聞いた。

「経営陣や現場と一緒に、企業将来価値をデザインしていく。プロアクティブ、な仕事だからです。例えば不祥事対応も決して、後ろ向き、の仕事ではない。いつまでに、どこに、どうたどり着かせる」というプロセスを組み立て、それを実現していく未来に向けた仕事なわ

「経営陣や現場と一緒に、企業将来価値をデザインしていく。プロアクティブ、な仕事だからです。例えば不祥事対応も決して、後ろ向き、の仕事ではない。いつまでに、どこに、どうたどり着かせる」というプロセスを組み立て、それを実現していく未来に向けた仕事なわ

「経営陣や現場と一緒に、企業将来価値をデザインしていく。プロアクティブ、な仕事だからです。例えば不祥事対応も決して、後ろ向き、の仕事ではない。いつまでに、どこに、どうたどり着かせる」というプロセスを組み立て、それを実現していく未来に向けた仕事なわ



プロアクト法律事務所

所在地/〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-11-11 虎ノ門MKビル8階 TEL/03-5733-0133(代) http://proactlaw.jp/ 2010年設立。13年に大野弁護士が参画し、現在、事務スタッフ2名を含む4名体制。事務所名は「proactive」という英語に由来。専門とする企業のリスクマネジメント業務において、「常に将来のリスクを見越して先手を打つ、プロアクティブな取り組みを」との思いを込めた。取り扱い分野は、事件・事故発生時の危機管理(クライシスマネジメント)、コンプライアンス推進(リスク管理体制/内部統制システム)、会社法、コーポレートガバナンス、金融商品取引法(不正取引規制/開示規制/業規制)、保険業法・保険法、反社会的勢力排除、独占禁止法その他競争法、紛争・訴訟・ADR対応を専門とする。